

三次市監査委員告示第1号



地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき実施した、令和6年度
定期監査等の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和7年3月28日

三次市監査委員 升 本 美知子

三次市監査委員 増 田 誠 宏



(別紙)

監査結果

1 監査の種類

定期監査及び行政監査

2 監査の対象課

市民部環境政策課，福祉保健部高齢者福祉課，産業振興部農政課，
産業振興部商工観光課，選挙管理委員会事務局，布野支所

3 監査の実施場所及び期間

実施場所：三次市役所（三次市十日市中二丁目8番1号）

期 間：令和6年11月20日～令和7年3月3日

4 監査の対象範囲

令和5年度における事務等の執行状況（一部他の年度分を含む）

5 監査の着眼点

事務及び事業が法令に基づき適正に執行されているか，また，効率的，効果的に執行されているかに主眼を置き実施した。

6 監査の実施内容（方法）

- (1) 三次市監査委員監査基準に準拠し実施した。
- (2) 現地調査及び抽出の方法による関係書類の検査照合を行うとともに，関係職員からの説明聴取等により実施した。

7 監査の結果

事務処理及び事業執行について，関係書類等を監査した限りにおいて，おおむね適正に処理されていると認められた。

なお，軽易な指摘・要望事項等については，それぞれ監査の過程において指

摘・指導したので記述を省略する。